

林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始します!

令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災では、焼失面積約3,370ha、200棟以上の建物が被害を受ける大規模な火災となりました。このことを受け、火災予防条例を改正し、林野火災予防を目的とした林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始することとなりました。林野火災を予防し、貴重な森林資源や皆さまの大切な生命・財産を守るために、ご理解とご協力をお願いします。

■発令期間

- 毎年1月から5月(林野火災発生危険の高い期間)

■発令基準

①林野火災注意報【(1)または(2)に該当する場合】

(1)前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下

(2)前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表

②林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表
※「林野火災注意報」および「林野火災警報」は気象状況により、発令しない場合があります。

■対象区域

市内(赤石町 櫛淵町 芝生町 田浦町 立江町 田野町 中田町 新居見町)の山地部分

※住宅等 建物部分を除く

市ホームページ▶



■発令された場合の規制について

林野火災注意報発令時には以下の制限について努力義務が課せられ、また林野火災警報発令時には以下の制限について義務が課せられます。

●火の使用制限

- ①火入れをしないこと
- ②煙火を消費しないこと
- ③屋外において火遊びまたはたき火をしないこと
- ④屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃性の付近で喫煙をしないこと
- ⑤喫煙をしないこと
- ⑥残火(たばこの吸殻を含む)、取灰または火粉を始末すること

■罰則

- ①林野火災注意報の発令時▶罰則無し(努力義務)
- ②林野火災警報の発令時▶30万円以下の罰金または拘留(消防法第44条)

■周知方法 発令の際は市ホームページ(緊急・防災情報)に掲載し、必要に応じ防災行政無線等にて伝達します。

問 市消防本部 ☎32・0119/FAX32・3595 ✉shoubou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

令和8年度物品購入等の入札参加資格審査申請を受け付けています

物品の購入または役務の提供などに係る入札参加希望者は、市ホームページより申請書の様式等をダウンロードのうえ、申請してください。なお、電子申請も可能となっていますので、ぜひご活用ください。

■受付期間 1月30日(金)まで ■提出場所 契約検査課(市役所4階)

■有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで



建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査申請について

建設工事(令和8年度追加分)または測量・建設コンサルタント等業務(令和8・9年度分)に係る入札参加希望者は、**必ず徳島県へ申請書を提出**してください。

なお、市内業者としての入札参加希望者は、毎年個別審査を受ける必要があるため、必ず個別審査書類を契約検査課まで提出してください。

■県受付期間

◎建設工事 1月9日(金)から27日(火)まで

◎測量・建設コンサルタント等業務 1月27日(火)まで

■有効期間

◎建設工事 令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

◎測量・建設コンサルタント等業務
令和8年6月1日から令和10年5月31日まで

■市内業者

■個別審査書類受付期間

2月2日(月)から27日(金)まで(土日・祝日は除く)

■受付時間 午前9時から午後5時まで

■有効期間

令和8年6月1日から令和9年5月31日まで

※詳細は市ホームページおよび徳島県電子入札ホームページをご覧ください。



市ホームページ

問
||
お問い合わせ先

問 市契約検査課(市役所4階) ☎32・2121/FAX33・1559

✉kensetsukanri@city.komatsushima.i-tokushima.jp